

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
三重町宮尾地区（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 2 月 22 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
【経営体数】

法人	2 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	組 織
4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか
中心経営体は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・中心経営体は、規模拡大も見据えながら、集落の農地の保全に努める。
 - ・中心経営体は、水稻・大豆・麦・園芸作物等、複合的経営を目指す。
 - ・「アグリパークみやお」や「女性部」を中心に、加工部門や 6 次産業化を推進する。
 - ・農地の提供者については、可能な限り草刈や水管理を行い、集落営農に寄与する。
 - ・施設園芸等の新規就農者に対し農地の貸借に協力するなど、地域をあげて新規就農者を支援していく。
 - ・新規就農者については、集落において可能な範囲で農作業等を引き受ける。また、共同作業、地域活動等にも積極的に参加する。